

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	主要地方道 <small>とよかわしんしろせん</small> 豊川新城線					
事業箇所	<small>とよかわしちぎりちょう</small> 豊川市千両町地内					
事業のあらまし	<p>本路線は、<small>とよかわし しんしろし</small> 豊川市と新城市を結ぶ交通量の多い幹線道路である。</p> <p>本事業区間は、片側は歩道が設置されているが、近くに住宅団地や小・中学校などがあり、朝夕の通学時間帯には狭い歩道に自転車と歩行者が錯そうする危険な状況であった。</p> <p>以上を踏まえ、歩行者等の安全確保を目的に自転車歩行者道設置を行ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全性確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	1.96 億円		■工事費 1.31 億円、■用補費 0.50 億円、■その他 0.15 億円			
事業期間	採択年度	平成 20 年度	着工年度	平成 20 年度	完成年度	平成 25 年度
事業内容	・自転車歩行者道設置 延長 L=0.83km、幅員 W=11.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>・自転車歩行者道が設置され、歩行者等の安全が確保された。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>・自転車歩行者道の設置により、安全な通行空間が確保されており、当初の事業目標が達成された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					